

[事案 2024-301] 就業不能給付金支払請求

・令和7年9月26日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年5月に新型コロナウイルス感染症に罹患し、COVID-19 後遺症、亜急性連合性脊髄変性症により就業不能状態となったため、令和2年4月に契約した就業不能保険にもとづき就業不能給付金を請求したところ、令和3年7月から令和5年11月中旬までの就業不能給付金が支払われたが、以降については約款の支払事由に該当しないことを理由に、支払われなかった。しかし、以下等の理由により、以降の就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の後遺症で、退院後も頭痛、倦怠感、めまい、食欲低下、体力低下等の症状が続き、軽労働や座業などができる状態ではなく、医師の指示を受けて自宅療養をしていた。
- (2) A 医師は、時間を限定し休憩時間を設定すれば勤務可能であり、日常生活動作は自立であるとしているが、実際には働くことのできない状況であった。
- (3) B 医師が「うつ病」を原因としたのは、ICD-10 にコロナ後遺症の分類がなかったため、実際の傷病の原因はコロナ後遺症である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 令和5年8月の請求の際のA医師の回答書において、医師が「1日3~4時間に限定し、1時間ごとに20~30分間の休憩時間を設定すれば勤務は可能」「日常生活は自立」としている等を踏まえると、就業不能状態には該当しない。
- (2) 令和6年2月の請求の際のB医師の回答書によれば、申立人は、内科では対応が難しく抑うつ状態疑いありとのことで心療内科に転科し、向精神薬・精神療法を実施している。
- (3) 仮に COVID-19 後遺症が発症に影響を及ぼしているとしても、心療内科での治療はうつ病に対するものであり、「精神障害による場合」に該当する。また、申立人の状態は、就業不能状態には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、在宅療養時の事情等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。